

議第59号

三島市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市道路占用料等徴収条例（昭和60年三島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第2項の規定による額の占用料の徴収は、施行日前においても行うことができる。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士